

令和元年度決算に係る

定期監査資料

令和2年7月

中部総合事務所生活環境局

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3	職員の定員、現員調べ	1
4	役付職員の調べ	2
5	主な事業に関する調べ	3
6	収入証紙取扱額調べ	9
7	現金の取扱状況	9
8	財産に関する調べ	9
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の保有状況	
9	財産の貸付及び使用許可調べ	10
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
10	借受不動産明細調べ	14
11	職員駐車場の管理状況調べ	14
	(1) 管理状況	
	(2) 減免の考え方	
	(3) 使用料の見直し	
12	寄附物件の受納状況調べ	14
13	備品の処分状況調べ	14
14	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	14
	(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	
	(2) 物品の照合	
15	食品衛生施設の監視の状況	15
16	狂犬病予防等の状況	17
	(1) 狂犬病予防の状況	
	(2) 動物愛護の状況	
17	環境衛生監視等の状況	18
	(1) 衛生関係施設監視等の状況	
	(2) 環境関係施設監視指導等の状況	
	(3) 廃棄物処理施設監視等の状況	
18	鳥獣保護等の状況	22
	(1) 傷病鳥獣救護等の状況	
	(2) 狩猟免許保有者等の状況	
19	農薬、肥料販売・生産施設監視の状況	22
20	食品表示法に基づく食品表示適正化指導の状況	22
21	住宅関連許認可等の処理状況の調べ	23
	(1) 許認可等の状況	
	(2) 不許可（取下げ、不受理）の状況	
22	県営住宅入居状況等調べ	24
○	意見、要望等	26

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項 該当なし

(2) 監査意見 該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況
 該当なし

3 職員の定員、現員調べ

(令和2年7月1日現在)

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
	当該年度	31.4.1現在	当該年度	31.4.1現在	当該年度	31.4.1現在	当該年度	31.4.1現在	
定員	3	3	26	26	1	1	30	30	
現員	2	2	(2) 27	(1) 30	1	1	30	(1) 33	過員(育休)2 (生活安全課1、 建築住宅課1)
過不足(△)	△1	△1	1	4	0	0	0	3	
臨時職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
非常勤職員	(1) 4	2	8	7	0	0	12	9	・事務員3 ・廃棄物適正処理推進指導員1 ・食品衛生指導員1 ・狂犬病予防指導員兼動物愛護技術員2 ・自然保護監視員1 ・家賃滞納指導員2 ・建築技師1 ・過員(育休)1

4 役付職員の調べ

(令和2年7月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
局長	坂口 貴志	1	3	
参事監	吉田 良平	1	1	3 (本務) 中部総合事務所 福祉保健局参事監
副局長	池山 恒平	1	3	(兼) 環境・循環推進課長
生活安全課長	山田 浩昭		3	
住宅建築課長	中江 浩樹		3	(2年3月)
環境・循環推進課 課長補佐	中嶋 孝行		3	
環境・循環推進課 課長補佐	畠山 恵介	1	3	
環境・循環推進課 課長補佐	奥田 益算	1	3	(2年3月)
生活安全課 課長補佐	大下 幸子	1	3	
生活安全課 課長補佐	木村 優子		3	
生活安全課 課長補佐	山本 康典	1	3	
建築住宅課 課長補佐	米田 秀哉	2	3	
建築住宅課 課長補佐	西谷 薫	1	3	(4年3月)

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
地域の環境保全と生活衛生関連施設の指導	—	—	—	—
鳥取元気プロジェクト				
元気づくり総合戦略				
ア 目的及び事業の実施状況				
(ア) 目的				
<ul style="list-style-type: none"> ○環境関連法令に基づき事業場等に対して立入検査・指導を行うことで、基準違反及び事故発生を未然に防止し地域の環境保全を図る。 ○旅館、公衆浴場等の生活衛生営業関連施設に対して立入検査・指導を行うことで、衛生基準の順守による適切な衛生環境の確保を図る。 				
(イ) 事業の実施状況				
【監視指導】				
<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設、事業系排水排出施設、アスベストを使用した建築物の解体工事等に立入検査を実施し、不適切な事項に対しては文書指導を行った。 ・旅館、公衆浴場などレジオネラ属菌による感染症が発生する可能性のある施設に立入検査を行い、水質検査の実施状況及び衛生管理状況を確認し、必要な助言・指導を行った。 ・理容所・美容所に立入検査を実施し、消毒方法の確認指導、有資格者の確認等を行い、指導等を行った。 				
	ばい煙関係	事業場排水関係	アスベスト関係	
立入検査数	55 (1)	34 (1)	57 (3)	
※ () 内は文書指導数				
【行政検査】				
<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙、事業場排水、解体現場でのアスベスト飛散状況等の検査を実施し、検査結果を基に助言・指導を行った。 				
	ばい煙等	事業場排水	アスベスト	
検査実施施設数	2	25	4	
【講習等の実施】				
<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生営業関係の事業者団体等が実施する衛生講習会等に講師を派遣した。(6回) ・産業資源循環協会が実施する建築物の解体を行う事業者向け研修会に講師を派遣しアスベストを使用した建築物の解体に係る法令等について周知した。 				
イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点				
<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト使用施設の解体現場に積極的に立入りし、工事に係る法令等の遵守状況の確認を行った。 (監視率※：24% (H30) ⇒ 57% (R1)) ※立入監視数/届出数×100 				
ウ 成果及び効果				
<ul style="list-style-type: none"> ・旅館、温泉利用許可等に係る法令上の手続きの不備(変更手続き漏れ)が散見されたが、事業者に対して速やかに指導・助言を行うことで改善を図ることができた。 				
エ 課題				
<ul style="list-style-type: none"> ・アスベストを使用した建築物の解体を行う事業者について、法令等に定められた義務を十分に理解していない事例(事前調査の未実施、作業掲示の未実施)もあることから、今後も継続して積極的な監視・指導を行う必要がある。 				

(単位：千円)

事業名	決算額	財源内訳																																
		国庫支出金	その他	一般財源																														
廃棄物の不法投棄対策強化事業	411	—	—	411																														
鳥取元気プロジェクト																																		
元気づくり総合戦略																																		
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <p>産業廃棄物の不法投棄をはじめとする不適切処理事案に対して、行政、関係機関及び一般県民と連携を取りながら、不法投棄の解決及び未然の防止を図る。</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物適正処理推進指導員（警察官OB）による不法投棄監視パトロール（17日／月）を実施した。 ・ 産業廃棄物不法投棄事案処理対策連絡協議会（構成員：市町、国交省、警察署、県）を開催し、不法投棄物の撤去作業や未然防止対策を協議した。 ・ 産業廃棄物の不法投棄や野焼き事案に関しては、積極的に警察へ情報提供した。 ・ 不法投棄監視カメラ等の利用により、投棄者に対する指導・取締りを継続実施した。 <p>イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <p>特になし</p> <p>ウ 成果及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町が鳥取県不法投棄廃棄物処理事業補助金を活用し、2件の不法投棄現場撤去を行った。 ・ 近年の不法投棄事案の処理状況は下表のとおりである。市町との連携により、例年に比べ未処理件数を減ずることができた。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>R元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規発見数</td> <td>33</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>33</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>うち産業廃棄物</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>処理件数</td> <td>23</td> <td>19</td> <td>29</td> <td>32</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>未処理件数</td> <td>69</td> <td>81</td> <td>83</td> <td>84</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>※未処理件数は、過年度分からの蓄積案件を含む。</p> <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投棄者が不明で、投棄量が多量であり、地形的な要因もあって撤去費用が高額となるために処理できない事案や投棄者が判明しても所在不明であるような事案が多いため、未処理件数が無くならない。 ・ 一般県民によることが否定しきれない不法投棄や野焼き事案が発生しており、市町と協力した啓発活動にも更なる注力が必要である。 					区分	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	新規発見数	33	31	31	33	35	うち産業廃棄物	5	1	2	2	2	処理件数	23	19	29	32	54	未処理件数	69	81	83	84	65
区分	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度																													
新規発見数	33	31	31	33	35																													
うち産業廃棄物	5	1	2	2	2																													
処理件数	23	19	29	32	54																													
未処理件数	69	81	83	84	65																													

事業名	決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
食品衛生指導事業	—	—	—	—
鳥取元気プロジェクト				
元気づくり総合戦略				
ア 目的及び事業の実施状況				
(ア) 目的				
食品営業施設等への立入検査、営業の許可、食品検査及び営業者・消費者等への講習会等の実施を通じて、食中毒をはじめとする食に関わる事故の未然防止を図る。				
(イ) 事業の実施状況				
【立入検査】				
大量調理施設・給食施設 : 69件				
広域流通食品の製造施設 : 61件				
その他の施設 : 41件				
○ 食中毒発生時の被害状況を考慮し、過去2年間に違反のあった施設、大量調理施設(旅館・ホテル、仕出屋・弁当屋、学校給食施設)及び広域流通食品の製造施設等に重点的に立入りを行った。				
【食品検査】				
検査件数 : 146件(衛生規範不適合 3件)				
○ 衛生規範不適合であった製造者に対して改善指導を行い、健康被害の発生を防止した。				
【講習会等】				
実施回数 : 24回				
対象者 : 営業者、消費者等				
参加者数 : 延べ 1,151名				
イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点				
HACCPに沿った衛生管理基準は、令和2年6月1日施行となり、1年間の経過措置期間を経て本格施行となる。これまでは、事業者数の多い小規模飲食店営業者に対してHACCPの考え方を取り入れた衛生管理(B基準)の指導を主に行ってきたが、令和元年度は、次に多い小規模菓子製造業者に対して手順書を配布し、新たな衛生管理について説明を行った。				
※HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)				
食品の製造工程内で想定される危害をあらかじめ分析し、特に重要な工程を管理する衛生管理手法。事業者は、自ら使用する原材料や製造方法に応じて管理規定を策定し、衛生管理を実行する。				
ウ 成果				
① 令和元年度に中部管内の営業施設における食中毒の発生はなかった。				
② 大量調理施設及び広域流通する食品の製造施設等の重点監視については、目標164件に対し171件(104%)の監視指導を実施し、これらの施設においては、管理マニュアルの整備、管理記録の作成等を指導し、衛生管理の向上を図ることができた。				
③ 手順書を配布した事業者及びHACCP導入研修会を受講した事業者を対象として96施設に立入り調査したところ、67施設(69.8%)についてHACCPの考え方を取り入れた衛生管理(B基準)※の導入が確認できた。また、HACCPに基づく衛生管理(A基準)導入に自主的に取り組み県版HACCPの認定取得を目指す事業者に対して、HACCP構築の技術的な助言を行ったことにより、令和元年度は新たに3施設が県版HACCPの認定を受け、管内の認定施設は合計12施設となった。				
※飲食店や小売店等の小規模な事業場等が該当。				
エ 課題				
① HACCPに沿った衛生管理の義務化に係る経過措置期間は令和3年5月末までであるため、食品衛生協会等と連携して巡回指導を実施するとともに、本制度の導入に係る研修会への参加を事業者に強く促し、HACCPに沿った衛生管理の導入支援を強化していく必要がある。				
② 令和3年6月には、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設も行われるため、新たに許可又は届出の対象となる事業者への制度周知等と効果的かつ効果的に実施していく必要がある。				

	決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
わかりやすい食品表示事業	－ 千円		－ 千円	
鳥取元気プロジェクト				
元気づくり総合戦略				
ア 目的及び事業の実施状況				
(ア) 目的				
食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品事業者に対し適正な食品表示の指導を行う。				
(イ) 事業の実施状況				
① 食品表示制度の周知の取組				
平成27年4月1日に施行された食品表示法による新たな表示基準(*)を食品事業者が理解し、経過措置期間(令和2年3月31日)内に新基準に適合した表示に切り替えるよう、福祉保健局と協力して立入検査及び表示相談時における制度の周知を図った。				
* 新たな表示基準(従来との主な変更点)				
・アレルギー表示に係るルールの改善				
・栄養成分表示の義務化				
・新たな機能性表示制度の創設				
・表示レイアウトの改善				
【食品表示監視】				
監視実績 : 335件				
【食品表示相談】				
相談件数 : 475件(新しい表示基準への適合確認等)				
【研修会】				
実施回数 : 1回(令和元年7月)				
対象 : みそ製造業者及び加工グループ				
参加数 : 29名				
② 不適正な食品表示の排除				
○食品営業施設への立入検査時に、食品表示法に基づく食品表示の調査を実施した。				
○県民からの情報をもとに、関係する食品事業者への監視指導を徹底し、不適正表示の早期発見と改善指導に努めた。				
○食品事業者からの個別製品の表示内容に係る相談に対して、法規定等を説明し適正な表示の作成を指導した。				
○食品表示法及び景品表示法(*)の規定について、衛生講習会等の機会を捉え食品事業者に周知啓発を行い、不当表示の排除に努めた。				
* 景品表示法				
消費者に優良誤認又は有利誤認を与える表示、広告等を防止する法律。				
食品に関するものは生活環境局が所管。その他のものについては県庁くらしの安心推進課が所管。				
【違反状況】				
違反に対する文書指導件数 : 2件				
一過性で軽微な不適正表示が確認された42件については、口頭指導により適正な食品表示となるよう改善指導を行った。				
イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点				
不要許可業種(*)である漬物等の加工食品の表示について、JA直売所や道の駅運営事業者に協力を依頼し、直売所等で取り扱いの多い食品に特化した表示の資料を作成・送付することにより、新しい表示基準への切り替えを支援した。				
ウ 成果				
立入検査、講習会及び表示相談時等の機会を捉えて、事業者に食品表示について説明・助言を行い、事業者が自ら新しい表示基準に基づく表示を作成する体制を構築し、令和元年度中に各事業者が対応できたことを確認した。				
エ 課題				
平成29年4月1日に食品表示法が改正され、すべての加工食品に原料原産地表示が義務付けられた(経過措置期限:令和4年3月31日)。				
これまでも事業者には原料原産地表示についても指導してきたところであるが、引き続き、講習会、施設監視等の機会を捉えて周知していく必要がある。				
* 不要許可業種				
現在の食品衛生法では、要許可業種として34業種が規定されている。(飲食店営業、菓子製造業等)				
これ以外の業種(例えば漬物や干物等の製造業)については不要許可業種となる。				

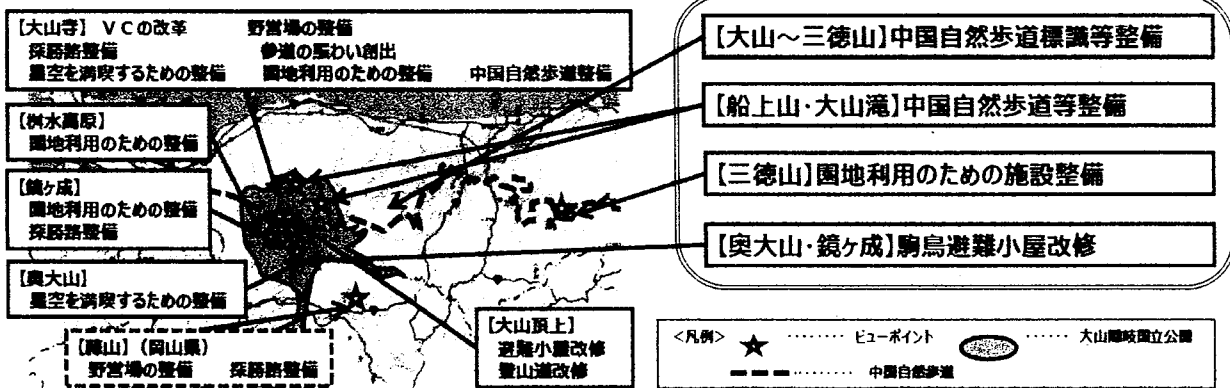
事業名	決算額	財源内訳		
		国庫支出金	一般財源	その他
国立公園満喫プロジェクト等推進事業(H28～R2)	40,730千円	20,255千円	20,475千円	
鳥取元気プロジェクト				
元気づくり総合戦略				

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

大山隠岐国立公園が日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化を図る「国立公園満喫プロジェクト」(※)のモデル地区として選定された。今後、増加が見込まれるインバウンドを取り込み、ナショナルパークに相応しいビューポイント拠点の整備等を行い、外国人観光客に魅力ある公園となるよう推進する。

※環境省が国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図ることを目標に全国8箇所の国立公園において訪日外国人を惹きつける取組を計画的、集中的に実施するモデル事業(事業期間:H28～R2年度)



(イ) 事業の実施状況

【平成29年度】

- ①中国自然歩道(一向平)標識整備工事 1,446千円
- ②ロングトレイルルート(倉吉～三徳山)標識整備工事 8,440千円

【平成30年度】

- ①中国自然歩道整備(一向平キャンプ場～大山滝間)工事 14,999千円
- ②大山滝展望施設整備 21,990千円
- ③三徳山駐車場トイレの洋式化 2,096千円

【令和元年度】

- ①中国自然歩道整備(一向平キャンプ場～大山滝間)工事 14,761千円
- ②駒鳥避難小屋工法検討等調査設計業務等 10,990千円
- ③三徳山駐車場整備調査測量設計業務 2,148千円
- ④大山滝吊橋詳細調査及び耐力検討業務 12,831千円

イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ①駒鳥避難小屋の改修工法については、貴重なブナ林を伐採せず資材搬入可能な方法を検討した。
- ②三徳山密坊駐車場の舗装工事については、文化財区域における景観への配慮とコストの両立を図られるよう検討した。
- ③大山滝吊橋における現況の詳細調査及び耐力検討においては、利用者の安全確保の観点に加え国立公園の魅力向上の観点についても検討した。

ウ 成果

- ①中国自然歩道における木橋及び案内標識を再整備したことにより、観光客の利便性向上、ひいては国立公園の魅力向上につながった。(大山隠岐国立公園の外国人利用者数はH27年からH30年で約1.4倍。)
- ②駒鳥避難小屋、三徳山密坊駐車場、大山滝吊橋における詳細調査・設計等を計画どおり実施したことにより、令和2年度における事業の円滑な推進につながった。

エ 課題

- ①国立公園満喫プロジェクト等推進事業は、令和2年度が整備最終年となるため、地元関係者や関係機関等との調整を図り円滑な事業執行を進める必要がある。
- ②最終単年度で複数の大規模工事を行うこととなるため、関係部局等と連携を図りながら確実に進める必要がある。

(単位：千円)

事業名	決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
住宅維持管理費	36,471		36,471	

鳥取元気プロジェクト

元気づくり総合戦略

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

県営住宅の入居に関する事務、修繕や植栽等の管理、共用部分の整備を実施すると共に、入居者からの要望、相談処理等を行うことにより、健康で文化的な生活を営むに足りる団地を維持管理する。

(イ) 事業の実施状況

- 家賃の決定、減免、滞納による明渡請求、滞納者への損害賠償請求のほか以下の事務を実施している。
 なお、入居に関する事務、維持管理に関する事務を鳥取県住宅供給公社及び市町（市町は、家賃徴収等事務を含む。以下、「管理代行者」という。）へ委託している。
- ・家賃、駐車場利用料の徴収事務……家賃決定通知の作成送付、入退去に伴う家賃調整、家賃徴収及び収納状況の確認・管理
 - ・家賃の納付指導等……家賃納付指導員による納付指導・家賃徴収及び滞納者に対する家賃等債権管理事務取扱要領に基づく督促、催告、分納誓約、解除予告、解除通知
 - ・団地の維持修繕……住宅管理人の任免及び説明会の実施、計画修繕及び個別修繕の実施
 - ・管理代行者との連携調整……入居者からの苦情・相談に関する対応及び管理代行者との調整、県営住宅移管に関する調整

イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・過年度滞納者の未収金状況一覧を作成し、市町村からの報告等を受け随時更新しながら、徴収状況を把握し、滞納者へ適宜指導した。
- ・平成30年度の市町管理代行分の徴収率が県直轄分と比べ9%程度低かったため、市町村担当者と意見交換を行うとともに、平成30年度分の早期の徴収及び令和元年度末の現年度家賃の県への振り込みを出納閉鎖までに行うよう市町へ指導を行い、徴収率向上を図った。

ウ 成果及び効果

- ・未収金は下表のとおり年々減少しており、令和元年度末の未収金は2,165千円となった。

県営住宅未収金状況表

(単位：円)

区分	現年度分		過年度分		合計	
	未収額	徴収率	未収額	徴収率	未収額	徴収率
R1 県直轄分	149,100	99.8%	388,781	12.2%	537,881	99.4%
管理代行分	517,611	98.1%	1,109,593	56.4%	1,627,204	94.5%
計	666,711	99.4%	1,498,374	49.8%	2,165,085	98.2%
H30 県直轄分	0	100.0%	443,681	45.1%	443,681	99.5%
管理代行分	1,059,900	95.9%	1,580,793	48.5%	2,640,693	90.9%
計	1,059,900	99.1%	2,024,474	47.8%	3,084,374	97.3%
H29 県直轄分	401,651	99.6%	406,930	53.7%	808,581	99.1%
管理代行分	1,222,853	95.5%	1,846,860	45.8%	3,069,713	90.0%
計	1,624,504	98.6%	2,253,790	47.4%	3,878,294	96.8%

エ 課題

- ・市町管理代行分の徴収率が昨年度比3.6%上昇したが、県直轄分と比べるとなお5%程度低いいため、市町との連携を継続して徴収率向上に努める。
- ・新たな滞納発生を予防するため、随時納付指導を行うとともに、県営住宅債権管理取扱要領による解除予告などを厳格に実施する。
- ・退去滞納者の未収金支払いが滞ることがあるため、督促や訪問徴収などにより、確実な未収金の回収に努める。

6 収入証紙取扱額調べ

有 ・ 無

7 現金の取扱状況

ア 現金取扱状況

(令和2年5月31日現在)

収入科目(節)	収入済額(円)	件数(件)	備考
家賃等貸付料	1,884,228	95	
衛生手数料	1,200	1	
雑入	440	21	コピー代金
合計	1,885,868	117	

イ つり銭の状況

(令和2年5月31日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)	20,000

8 財産に関する調べ

(1) 公有財産 該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

有 ・ 無

イ タクシーチケットの保有状況

(令和2年5月31日現在)

前年度未未使用枚数	本年度中		本年度未未使用枚数
	購入枚数	使用枚数及び金額	
枚 48	枚 0	0枚 0円	枚 48

9 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土地

(令和2年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先 住所名	備考
							単価	本年度の貸付(使用)料		
行政財産	電気通信線路	倉吉市 米田町724-2	電柱4本 支線2条	R2.2.21	H22.11.25	R2.4.1~ R7.3.31	月額 年額	9,000	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話鳥取	米田
	電気通信線路	倉吉市 米田町724-2	共架電柱3 本	R2.2.14	H27.4.23	R2.4.1~ R7.3.31	月額 年額	4,500	倉吉市駄経寺245-6 中国電力倉吉営業所	米田
	電気通信線路	倉吉市 福庭町1丁目13	電柱1本	R2.2.21	H27.12.22	R2.4.1~ R7.3.31	月額 年額	1,500	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話鳥取	河北
	電力供給	倉吉市 福庭町1-13	本柱2本	R1.5.29	R1.5.29	R1.5.29~ R6.3.31	月額 年額	2,750	倉吉市駄経寺町245-6 中国電力倉吉営業所	河北
	電力供給	倉吉市 馬場町102-2等	本柱4本	R1.5.29	R1.5.29	R1.5.29~ R6.3.31	月額 年額	5,500	倉吉市駄経寺町245-6 中国電力倉吉営業所	和田
	電力供給	倉吉市 清谷1386	本柱1本	R1.6.4	R1.6.4	R1.6.4~ R6.3.31	月額 年額	1,250	倉吉市駄経寺町245-6 中国電力倉吉営業所	清谷
	石柱型碑	倉吉市 米田町724-2	0.16㎡	R2.3.3	H21.9	R2.4.1~ R3.3.31	免除	免除	倉吉市葵町722 倉吉市	米田
計							24,500			
普通財産							0		該当なし	
計							0			
合計							24,500			

イ 建 物

(令和2年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用料) (円)		貸付(使用許可)先 住所名	備考
							単価	本年度の貸付(使用料)		
行政財産	電気通信線路	倉吉市旭田町62	フレッツ光ネクストミニ(マンションタイプ)用設備 1台	R2.3.3	H27.10.7	R2.4.1～R7.3.31	月額年額	1,500	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話鳥取	旭田町
	電気通信線路	倉吉市上灘町20	フレッツ光ネクストミニ(マンションタイプ)用設備 1台	R2.3.3	H27.10.7	R2.4.1～R7.3.31	月額年額	1,500	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話鳥取	上灘
	電気通信線路	倉吉市上灘町20	フレッツ光ネクストミニ(マンションタイプ)用設備 1台	R2.3.3	H27.10.7	R2.4.1～R7.3.31	月額年額	1,500	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話鳥取	上灘
	電気通信線路	倉吉市米田町152	フレッツ光ネクストミニ(マンションタイプ)用設備 3台	R2.3.3	H27.10.7	R2.4.1～R7.3.31	月額年額	4,500	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話鳥取	米田
	電気通信線路	倉吉市小田651	フレッツ光ネクストミニ(マンションタイプ)用設備 1台	R2.3.3	H27.10.7	R2.4.1～R7.3.31	月額年額	1,500	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話鳥取	上井
	電気通信線路	倉吉市小田652	フレッツ光ネクストミニ(マンションタイプ)用設備 1台	R2.3.3	H27.10.7	R2.4.1～R7.3.31	月額年額	1,500	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話鳥取	上井
	電気通信線路	倉吉市小田652	フレッツ光ネクストミニ(マンションタイプ)用設備 1台	R2.3.3	H27.10.7	R2.4.1～R7.3.31	月額年額	1,500	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話鳥取	上井
	電気通信線路	倉吉市八幡町3320	フレッツ光ネクストミニ(マンションタイプ)用設備 1台	R2.3.3	H27.10.7	R2.4.1～R7.3.31	月額年額	1,500	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話鳥取	八幡
	電気通信線路	倉吉市八幡町3320	フレッツ光ネクストミニ(マンションタイプ)用設備 1台	R2.3.3	H27.10.7	R2.4.1～R7.3.31	月額年額	1,500	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話鳥取	八幡
	電気通信線路	倉吉市米田町724-2	フレッツ光ネクストミニ(マンションタイプ)用設備 5台	R2.3.3	H28.1.14	R2.4.1～R7.3.31	月額年額	7,500	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話鳥取	米田
	電気通信線路	倉吉市米田町724-2	フレッツ光ネクストミニ(マンションタイプ)用設備 4台	R2.3.3	H28.1.14	R2.4.1～R7.3.31	月額年額	6,000	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話鳥取	米田
	電気通信線路	倉吉市広瀬町1577-3	光ファイバーケーブル0.03m	H2.3.1	R2.3.1	R2.3.1～R6.3.31	月額年額	830	鳥取市湯所町2-258 西日本電信電話鳥取	越殿
	電気通信線路	倉吉市米田町152	光ファイバーケーブル1か所	R1.11.13【変更・減額】	H30.3.12	H30.3.12～R1.5.15	月額年額	250	広島市中区大手町二丁目11-10 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	米田
	計								31,080	
普通財産								0		該当なし
計								0		
合計								31,080		

(2) 物品

(令和2年3月31日現在)

品名	数量	規格・銘柄	貸付期間	貸付料(円)		貸付先		使用場所	貸付目的	備考
				単価	本年度の貸付料	住氏名	所名			
騒音計	1	NL-42	H31.4.25 ～ R1.5.31	月額→年額	0	東伯郡湯梨浜町久留19-1 湯梨浜町教育委員会	東伯郡湯梨浜町 大字長江51番地	湯梨浜中学校か ら発生する音の 調査		
望遠鏡	1	ビクセン ポルタ II A80Mf	R1.5.14 ～ R1.5.21	月額→年額	0	倉吉市関金町関金宿1139 倉吉市体験型教育旅行誘致協議会	倉吉市関金町関 金宿1139他	修学旅行民泊受 け入れ家庭での星 空観賞体験		
双眼鏡	3	ビクセン Z8×24	R1.5.14 ～ R1.5.21	月額→年額	0	倉吉市関金町関金宿1139 倉吉市体験型教育旅行誘致協議会	倉吉市関金町関 金宿1139他	修学旅行民泊受 け入れ家庭での星 空観賞体験		
望遠鏡	1	ビクセン ポルタ II A80Mf	R1.6.3 ～ R1.6.8	月額→年額	0	倉吉市関金町関金宿1139 倉吉市体験型教育旅行誘致協議会	倉吉市関金町関 金宿1139他	修学旅行民泊受 け入れ家庭での星 空観賞体験		
双眼鏡	3	ビクセン Z8×24	R1.6.3 ～ R1.6.8	月額→年額	0	倉吉市関金町関金宿1139 倉吉市体験型教育旅行誘致協議会	倉吉市関金町関 金宿1139他	修学旅行民泊受 け入れ家庭での星 空観賞体験		
騒音計	1	NL-42	R1.6.7 ～ R1.6.14	月額→年額	0	東伯郡湯梨浜町久留19-1 湯梨浜町民課長	東伯郡湯梨浜町 大字田後地内	町内在住の住民 からの騒音相談 対応		
望遠鏡	1	ビクセン ポルタ II A80Mf	R1.6.10 ～ R1.6.17	月額→年額	0	倉吉市関金町関金宿1139 倉吉市体験型教育旅行誘致協議会	倉吉市関金町関 金宿1139他	修学旅行民泊受 け入れ家庭での星 空観賞体験		

双眼鏡	3	ビクセン Z8×24	R1. 6. 10 ～ R1. 6. 17	月額-年額	0	倉吉市関金町関金宿1139 倉吉市体験型教育旅行誘致協議会	倉吉市関金町関金宿1139他	修学旅行民泊受け入れ家庭での星観賞体験 職場巡視	
照度計	1	LM-332	R1. 7. 18 ～ R1. 7. 31	月額-年額	0	倉吉市葵町722 倉吉市長	倉吉市立保育園		
ラミゼス(タブレット)	3	—	R1. 9. 4 ～ R1. 9. 6	月額-年額	0	東京都文京区白山五丁目1番3-101号 公益財団法人原子力安全技術センター理事長	鳥取県生活環境研究所	緊急時モニタリング研修	
双眼鏡	2	ビクセン Z8×24	R1. 11. 29 ～ R1. 12. 2	月額-年額	0	東伯郡湯梨浜町久留19-1 湯梨浜町中央公民館	東伯郡湯梨浜町中央公民館前駐車場	東郷地域事業星を見る会(星空観察)	
騒音計	1	NL-42	R1. 11. 1 ～ R1. 11. 8	月額-年額	0	東伯郡琴浦町赤碕1140-1 琴浦町建設環境課長	東伯郡琴浦町大字森藤地内	農業用爆音機の騒音測定	
騒音計	1	NL-42	R1. 11. 12 ～ R1. 11. 15	月額-年額	0	東伯郡琴浦町赤碕1140-1 琴浦町建設環境課長	東伯郡琴浦町大字森藤地内	農業用爆音機の騒音測定	
照度計	1	LM-332	R2. 1. 24 ～ R2. 1. 30	月額-年額	0	倉吉市葵町722 倉吉市長	倉吉市役所第2庁舎	職場巡視	
合計									

1 0 借受不動産明細調べ 該当なし

1 1 職員駐車場の管理状況調べ 該当なし

1 2 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

1 3 備品の処分状況調べ

品 名 (規格・銘柄)	(保管換年月日) 取得年月日	不 用 決 定 年 月 日	処 分				備 考
			売払 棄却 の別	売払方法・ 棄却理由	処 分 年 月 日	売払額・ 処分費用	
ポータブル式ルミ ノメータ	(R1. 7. 29) R1. 7. 16	—	—	—	—	円	
合 計						0	

1 4 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

有 ・ 無

(2) 物品の照合

有 ・ 無

15 食品衛生施設の監視の状況

* 対象施設の選定方針

・平成31年度鳥取県食品衛生監視指導計画に基づき以下の施設を重点施設に選定

- ①過去3年間に食品衛生法違反等の処分を受けたことのある施設
- ②鳥取県HACCP適合施設
- ③1回に300食又は1日に750食以上提供する大量調理施設
- ④生食用食肉等取扱い施設
- ⑤野生鳥獣肉処理施設
- ⑥厳重な衛生管理が望まれる食品の製造施設であって、高度な衛生管理が未導入な施設
- ⑦広域流通する食品の製造施設
- ⑧事故が発生した場合、子供、老人等の身体的弱者に重篤な影響を及ぼす可能性のある給食施設

* 当年度重点検査事項

- ①食品の取り扱いが衛生的かつ適正な温度管理の下で行われているか。
- ②基準に適合した添加物の使用がなされているか。
- ③規格基準に適合しない食品や器具等の使用、製造又は販売がないか。
- ④法に定める表示基準に適合しているか。
- ⑤鳥取県食品衛生条例に定める措置基準及び施設基準に適合しているか。

(令和2年3月31日現在)(単位:箇所、件)

区分	対象施設数	監視・検査施設数	違反等件数		違反事項等の概要			主な指摘事項等の概要
			施設数	件数	処分等件数			
					告発	処分	文書指導	
許可を要する施設	一般食堂・レストラン等	555	307					【営業停止処分】 0件 【文書指導/食品衛生法】 8件 ・異物混入 2件 給食施設 (2件) ・食品及び器具の不衛生な取扱 1件 菓子製造業 ・無許可営業 5件* *許可施設ではないため計上なし 指導後許可取得
	仕出し屋・弁当屋	76	99					
	旅館	89	91					
	その他	385	338					
	菓子(パンを含む)製造業	197	204	1	1			
	乳処理業	1	6					
	特別牛乳さく取処理業	0	0					
	乳製品製造業	2	7					
	集乳業	1	6					
	魚介類販売業	149	232					
	魚介類せり売営業	2	2					
	魚肉ねり製品製造業	7	9					
	食品の冷凍又は冷蔵業	15	20					
	かん詰又はびん詰食品製造業	8	8					
	喫茶店営業	239	159					
	あん類製造業	2	2					
	アイスクリーム類製造業	32	56					
	乳類販売業	215	256					
	食肉処理業	13	31					
	食肉販売業	137	206					
	食肉製品製造業	3	2					
	乳酸菌飲料製造業	1	5					
	食用油脂製造業	3	1					
	マーガリン又はショートニング製造業	0	0					
	みそ製造業	20	14					
	醤油製造業	7	9					
	ソース類製造業	17	15					
酒類製造業	14	3						
豆腐製造業	13	7						
納豆製造業	0	0						
めん類製造業	9	5						
そうざい製造業	38	33						

区 分	対象施設数	監視・検査施設数	違反等件数		違反事項等の概要			主な指摘事項等の概要
			施設数	件数	処分等件数			
					告発	処分	文書指導	
許可を要する施設	添加物製造業	0	0					
	食品の放射線照射業	0	0					
	清涼飲料水製造業	7	6					
	氷雪製造業	1	0					
	氷雪販売業	2	2					
	計	2,260	2,141	1	1	0	0	1
許可を要しない施設	給食施設							
	学校	6	8	2	2			2
	病院・診療所	7	1					
	事業所	0	0					
	保育所	22	6					
	その他	30	6					
	合計	65	21					
	乳さく取業		0					
	食品製造業		6					
	野菜果物販売業		100					
	そうざい販売業		85					
	菓子(パンを含む。)販売業		106					
	食品販売業(上記以外。)		104					
	添加物(規格なし)製造業		0					
	添加物販売業		0					
	氷雪採取業		0					
器具容器包装等販売業		0						
計		422	2	2	0	0	2	
合計		2,563	3	3	0	0	3	

注 監視・検査施設数は延件数を記載すること。

16 狂犬病予防等の状況
 (1) 狂犬病予防の状況

(令和2年3月31日現在) (単位:頭、件)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規登録数	286	278	250	292	247
登録総数	4,717	4,532	4,267	4,232	4,141
注射済票交付	3,598	3,401	3,322	3,132	3,040
抑留・収容	24	22	16	17	20
うち保護箱	1	0	0	0	0
引取り相談件数	7	12	20	7	7
説 諭	7	12	17	6	5
拒 否	0	0	1	0	0
拒否の理由	販売業者からの求め	0	0	0	0
	繰り返しの求め	0	0	0	0
	措置の指示に従っていない	0	0	0	0
	老齢又は疾病によるもの	0	0	1	0
	飼育困難と認められない	0	0	0	0
	譲渡取組を行っていない	0	0	0	0
	条例等に定める場合	0	0	0	0
引取り	0	0	2	1	3
成 犬	0	0	2	1	3
うち飼い犬	0	0	2	1	3
子 犬	0	0	0	0	0
うち飼い犬	0	0	0	0	0
返 還	12	15	10	12	15
譲 渡	12	4	7	3	9
処 分	0	4	3	0	3
うち収容後の病死等	0	4	2	0	2

(注) 引取りの拒否理由は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第21条の2各号の区分により記載すること。

(2) 動物愛護の状況

(令和2年3月31日現在) (単位:匹、頭、件)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
猫	引取り相談件数	27	3	23	27	37
	説 諭	25	24	19	18	31
	拒 否	0	1	0	0	0
	拒否の理由	販売業者からの求め	0	0	0	0
		繰り返しの求め	0	0	0	0
		措置の指示に従っていない	0	0	0	0
		老齢又は疾病によるもの	0	0	0	0
		飼育困難と認められない	0	0	0	0
		譲渡取組を行っていない	0	1	0	0
		条例等に定める場合	0	0	0	0
	引取り	82	64	19	68	24
	成 猫	6	4	9	8	4
	うち飼い猫	0	0	9	8	4
	子 猫	76	60	10	60	20
	うち飼い猫	5	0	0	0	3
返 還	0	1	0	0	1	
譲 渡	40	62	15	46	40	
処 分	77	13	2	17	8	
うち収容後の病死等	22	13	1	8	4	
負傷動物	生体収容	4	15	34	13	19
死体収容	2	3	4	11	4	
返 還	1	0	0	0	0	
処 分	0	1	9	7	4	

(注) 引取りの拒否理由は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第21条の2各号の区分により記載すること。

1.7 環境衛生監視等の状況

(1) 衛生関係施設監視等の状況

* 対象施設の選定方針

- 1 旅館・公衆浴場関係：鳥取県旅館業法施行条例及び鳥取県公衆浴場法施行条例に基づくレジオネラ属菌に係る水質検査の実施について調査、指導を行った。
- 2 飲用水関係：水道施設監視指導指針に基づいて、管内の対象施設（上水道、簡易水道）の監視を行った。
- 3 理容・美容・クリーニング関係：各法律に基づき事業所の新規開設時の確認検査及び営業実態調査を行った。

* 当年度重点検査事項

住民の衛生環境への不安解消のため、住民生活に直接関わる事項を重点項目とした。

(令和2年3月31日現在) (単位：箇所、件)

区分	対象施設数	監視・検査施設数	違反等件数		違反事項等の概要			
			施設数	件数	処分等件数			
					告発	処分	文書指導	
営業関係施設	旅館業	158	57	1	1			・旅館業違反 (無許可営業=1) ・美容師法違反 (無免許美容行為=2件)
	興行場	13	0					
	公衆浴場	30	16					
	理容所	145	1					
	美容所	279	14	3	4		2	
	クリーニング所	68	5					
	住宅宿泊事業	2	2					
水道関係施設	水道法適用施設	36	8					
	その他の施設							
その他の施設	化製場等	8	1					
	畜舎及び家きん舎	5	0					
	特定建築物	31	7					
	建築物衛生法に係る登録事業所	25	0					
温泉関係施設	源泉	121	0					
	利用施設	127	82					
計		1,048	196	4	5		3	

(注) 監視・検査施設数は延件数を記載すること。

(2) 環境関係施設監視等の状況

ア 環境関係施設監視指導等の状況

* 対象施設の選定方針

- 1 水質関係：水質汚濁防止法に基づく排出基準が適用となる施設を中心に監視及び行政検査を行った。
- 2 大気関係：大気汚濁防止法に基づく排出基準が適用となる施設を中心に監視及び行政検査を行った。

* 当年度重点検査事項

住民の環境への不安解消のため、住民生活に直接関わる事項を重点項目とした。

(令和2年3月31日現在) (単位：箇所、件)

区 分	対象施設数	監視・検査施設数	違反等件数		違反事項等の概要			主な違反事項等の概要
			施設数	件数	処分等件数			
					告発	処分	文書指導	
大気関係	法令 227 条例 1	36 0	1	1			1	【違反内容】 ・大気汚染防止法 (ばい煙測定未実施=1) ・水質汚濁防止法違反 (汚水の排出=1) ・石綿条例 (事前調査未実施=3)
水質関係	法令 511 条例 184	34 0	1	1			1	
石綿関係	法令 5 条例 95	5 52	3	3			3	
ダイオキシン類関係(法令)		11	19					
フロン関係	フロン類充填回収業者	23	9					
環境検査関係	工場・事業場排水	22	25					※その他：VOC(1施設・1回)
	ばい煙測定	87	1					
	ダイオキシン類	8	1					
	地下水	15	21					
	海水浴場水	3	24					
	石綿その他	4 1	4 1					
計		1,197	232	5	5			5

(注) 監視・検査施設数は延件数を記載すること。

イ 公害に関する苦情の状況

(令和2年3月31日現在) (単位：件)

区 分	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	その他	計
H27年度	() 1	()	() 1	() 1	()	() 1	() 1	() 1	()	() 6
H28年度	()	() 4	()	()	() 1	()	()	() 4	()	() 9
H29年度	()	() 4	()	()	()	()	()	() 1	()	() 5
H30年度	()	() 3	()	()	()	()	()	()	()	() 3
R元年度	() 1	() 4	()	() 2	() 1	()	() 1	()	()	() 9

※上段の()は当該年度の未処理件数である。

(3) 廃棄物処理施設監視等の状況

ア 廃棄物処理施設監視指導の状況

廃棄物処理施設（中間処理施設・最終処分場等）、産業廃棄物処理業者事務所に立ち入りし監視指導を行うとともに、最終処分場の浸透水等の水質検査を行った。

* 監視指導目標

○立入検査

処理施設 積替え保管施設 4回/年

中間処理業者（焼却炉） 6回/年 中間処理業者（焼却炉以外） 4回/年

最終処分場（管理型） 12回以上/年 最終処分場（安定型） 6回/年

事務所 収集運搬業 1回/年

中間処理業者（焼却炉） 2回/年 中間処理業者（焼却炉以外） 2回/年

最終処分業者 2回/年

○水質検査

安定型最終処分場 浸透水：生活環境項目 2回/年 健康項目 1回以上/年

地下水：健康項目 1回以上/年

管理型最終処分場 放流水：生活環境項目 4回以上/年 健康項目 2回以上/年

地下水：健康項目 2回以上/年

○溶出試験

中間処理施設（焼却炉）等の有害物質 1回/年

* 当年度重点検査事項

- ・ 監視時における維持管理基準及び構造基準の遵守
- ・ 排出事業所に対する指導
- ・ 浄化槽法定検査未受検者への指導
- ・ 自動車リサイクル法に基づく引取業者の業務確認（解体行為の禁止）

(令和2年3月31日現在) (単位:箇所、件)

区 分	対象 施設 数	監視 ・ 検査 施設 数	違反等件数		違反事項等の概要			主な違反事項等の概要
			施設 数	件 数	処分等件数			
					告 発	処 分	文書 指導	
し尿処理施設	1	1						<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法の違反 (保守点検の未実施、清掃不良・未実施ほか=6) ・廃棄物処理法の違反 (違法焼却炉=0) (多量保管=1) (不適正処理=4) (不法投棄=0) ・使用済物品放置防止条例の違反 (保管基準違反=0)
コミュニティー・プラント								
浄化槽	355	4	6	6			6	
ごみ処理施設	5							
一般廃棄物最終処分場	1	8						
産業廃棄物排出事業所		21	4	4			4	
産業廃棄物処理業者	140	-						
産業廃棄物中間処理施設	35	143	1	1			1	
産業廃棄物最終処分場	7	35						
使用済物品回収業者	9	57						
自動車リサイクル 関連施設	引 取 業	48	12					
	フロン類 回 収 業	22	12					
	解 体 業	7	12					
	破 砕 業	3	9					
計	633	314	11	11			11	
廃棄物関係 検査	浄化槽放流水							
	一廃最終処分場水質	1	7					
	産廃最終処分場水質	7	37					
	廃棄物焼却施設焼却灰	1	1					
	そ の 他	1	2					
計	10	47						

(注) 監視・検査施設数は延件数を記載すること。

イ 不法投棄監視の状況

(令和2年3月31日現在) (単位:件)

区 分	不法投棄件数			当年度 処理済 件数	監視 件数	処分等件数			主な違反事項等の概要
	前年度 未処理	当年度 発生	合 計			告 発	処 分	文書 指導	
H27年度	59	33	92	23	191				
H28年度	69	31	100	19	191				
H29年度	81	31	112	29	192				
H30年度	83	33	116	32	193				
R元年度	84	35	119	54	193				

18 鳥獣保護等の状況

(1) 傷病鳥獣救護等の状況

(令和2年3月31日現在)

(単位：件、人、日)

区分	傷病鳥獣救護件数		自然保護監視員巡視状況	
	鳥類	獣類	人数	1人平均巡視日数
H27年度	16	9	1	128
H28年度	22	8	1	168
H29年度	16	5	1	145
H30年度	17	0	1	158
令和元年度	27	3	1	177

(2) 狩猟免許保有者等の状況

(令和2年3月31日現在) (単：件、人)

区分	免許試験				免許保有		狩猟者登録数
	初心者		経験者		免許保有件数	免許更新件数	
	申請件数	免状交付件数	申請件数	免状交付件数			
網猟	2	2	0	0	7	1	2
わな猟	29	28	1	1	320	67	130
第一種銃狩猟	5	4	5	4	108	17	81
第二種銃狩猟	0	0	0	0	9	0	9
計	36	34	6	5	444	85	222

19 農薬、肥料販売・生産施設監視の状況

* 対象施設の選定方針

取扱い数の多い量販店(農協、卸販売、ホームセンター等)を監視対象とした。

(令和2年3月31日現在) (単位：件)

区分	対象施設数	監視・検査施設数	違反等件数		違反事項等の概要			主な指導事項の概要
			施設数	件数	処分等件数			
					告発	処分	文書指導	
農薬販売施設	81	5	0	0				
肥料販売・生産施設	96							
農薬使用者								
計	177	5	0	0	0	0	0	

20 食品表示法に基づく食品表示適正化指導の状況

* 対象施設の選定方針

平成29年度鳥取県食品衛生監視指導計画に従い、消費者等からの食品表示不備に関する情報提供での対応によるもの、及び食品取扱い施設への衛生状況確認の際に併せて食品表示の確認指導を行う施設とする。

(令和2年3月31日現在) (単位：箇所、件)

区分	調査施設数	処分等件数			主な違反事項等の概要
		告発	処分	文書指導	
生鮮食品	216				
加工食品	284				加工食品の添加物、アレルギー表示等の欠落、 2 [参考]その他 景品表示法に基づく文書指導 2
計	500	0	0	5	

(注)区分については、各局の日報等業務に係るとりまとめの区分を基に作成すること。

2 1 住宅関連許認可等の処理状況の調べ

(1) 許認可等の状況

(令和2年5月31日現在) (単位: 件)

許認可等の名称 (法令名)	法定又は 標準処理 期限	有料 免除 の別	申請書(届出書)		許認可	不許認可 〔取下げ 不受理〕	翌年度 繰越
			前年度か らの繰越	新 規 (更新分を含む)			
建築確認等 (建築基準法) ＜確認申請＞ ＜計画変更＞ ＜計画通知＞	7日及び 35日	有料 有料 無料 +	2 0 0	69 8 1	71 8 1		0 0 0
完了検査等 (建築基準法) ＜中間検査＞ ＜完了検査＞ ＜計画通知＞	7日	有料 有料 無料	0 0 0	1 70 2	1 70 2		0 0 0
建築許可 (建築基準法)		有料 無料	0 0	0 2	0 2		0 0
行政財産使用許可 (地方自治法)	8日 +関係機関協議日数	有料 免除	0 0	18 1	18 1		0 0
都市公園行為許可 (鳥取県都市公園条例)	7日 +関係機関協議日数	有料 免除	0 0	1 127	1 127		0 0
都市公園占用許可 (鳥取県都市公園条例)	8日 +関係機関協議日数	有料 免除	0 0	36 33	36 33		0 0
合 計		有料	2	203	205		0
		免除	0	161	161		0
		無料	0	5	5		0

(2) 不許認可(取下げ、不受理)の状況 該当なし

2.2 県営住宅入居状況等調べ

<県直轄分>

(令和2年3月31日現在)

団地名 (所在地)	構造	建設年度	建設戸数		入居戸数		空家戸数		備考
			戸数	%	戸数	%	戸数	%	
明治町団地 (倉吉市明治町二丁目)	中耐五階建	昭和62年度	20	100.0	19	95.0	1	5.0	
旭田町団地 (倉吉市旭田町)	中耐三階建	昭和63年度	18	100.0	18	100.0	0	0.0	
越殿団地 (倉吉市広瀬町)	中耐四階建	昭和54年度	16	100.0	14	87.5	2	12.5	政策空家2戸
八幡団地 (倉吉市八幡町)	中耐三階建	平成6年度改 平成9年度	30	100.0	29	96.7	1	0.0	
米田団地 (倉吉市米田町)	中耐四階建等	平成21年度改 平成17年度 平成19年度改	56	100.0	46	82.1	10	17.9	政策空家10戸 (うち台風19号被災 者受入住戸1戸)
上灘団地 (倉吉市上灘町)	中耐四階建	昭和59年度 昭和60年度	32	100.0	25	78.1	7	21.9	政策空家7戸
福守第一団地 (倉吉市西福守町)	中耐三階建	平成3年度 平成4年度 平成5年度 平成7年度	66	100.0	62	93.9	4	6.1	政策空家2戸 (うち台風19号被災 者受入住戸1戸)
福守第二団地 (倉吉市不入岡)	中耐三階建	平成5年度	24	100.0	23	95.8	1	4.2	
河北団地 (倉吉市福庭町一丁目)	中耐四階建	昭和55年度 昭和56年度 昭和63年度	64	100.0	50	78.1	14	21.9	政策空家14戸
上井団地 (倉吉市小田)	中耐三階建	平成9年度 平成10年度 平成11年度	36	100.0	28	77.8	8	22.2	政策空家8戸
清谷団地 (倉吉市清谷)	中耐三階建	平成8年度	18	100.0	14	77.8	4	22.2	政策空家4戸
和田団地 (倉吉市馬場町)	中耐四階建	昭和53年度 平成18年度 平成20年度改 平成22年度改	88	100.0	63	71.6	25	28.4	離職者支援受入 住戸1戸 政策空家24戸
鴨川団地 (倉吉市関金町安歩)	木造二階建	昭和57年度	4	100.0	2	50.0	2	50.0	政策空家2戸
県直轄分小計			472	100.0	393	83.3	79	16.7	離職者支援受入 住戸1戸 政策空家73戸 (うち台風19号被災 者受入住戸2戸)

※政策空家とは、廃止予定の団地、または大規模改修予定の団地で、入居を停止している団地の空家のこと。

<市町管理代行分>

(令和2年3月31日現在)

団地名 (所在地)	構造	建設年度	建設戸数		入居戸数		空家戸数		備考
			戸数	%	戸数	%	戸数	%	
三明寺団地 (倉吉市巖城)	簡耐二階建	昭和61年度	7	100.0	2	28.6	5	71.4	政策空家5戸
北野団地 (倉吉市北野)	木造二階建	平成11年度 平成12年度 平成13年度	9	100.0	9	100.0	0	0.0	
小鴨団地 (倉吉市小鴨・中河原)	木造二階建等	平成8年度 平成9年度 平成10年度	14	100.0	13	92.9	1	7.1	
東和田団地 (倉吉市和田東町)	木造二階建	平成13年度 平成16年度	10	100.0	10	100.0	0	0.0	
高城第一団地 (倉吉市上米積)	木造二階建等	平成7年度 平成8年度 平成9年度 平成10年度	20	100.0	17	85.0	3	15.0	
高城第三団地 (倉吉市上米積)	木造二階建	平成20年度 平成22年度	10	100.0	9	90.0	1	10.0	
浜団地 (湯梨浜町はわい長瀬)	木造二階建	平成9年度 平成10年度	10	100.0	10	100.0	0	0.0	
泊港団地 (湯梨浜町泊)	中耐三階建	平成6年度	18	100.0	18	100.0	0	0.0	
大野団地 (北栄町国坂)	木造二階建	平成11年度	6	100.0	5	83.3	1	16.7	
栄第一団地 (北栄町亀谷)	木造二階建	平成6年度 平成7年度	8	100.0	7	87.5	1	12.5	
栄第二団地 (北栄町大島)	木造二階建等	平成16年度	8	100.0	8	100.0	0	0.0	
赤碓港団地 (琴浦町赤碓)	中耐四階建	昭和48年度	16	100.0	9	56.3	7	43.7	政策空家7戸
みどり団地 (琴浦町光)	簡耐二階建	昭和55年度 昭和56年度	18	100.0	8	44.4	10	55.6	政策空家10戸
市町管理代行分 小計			154	100.0	125	81.2	29	18.8	政策空家22戸
県営住宅合計			626	100.0	518	82.7	108	17.3	離職者支援受入 住戸1戸 政策空家95戸 (うち台風19号被災者 受入住戸2戸)

※政策空家とは、廃止予定の団地、または大規模改修予定の団地で、入居を停止している団地の空家のこと。

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等 該当なし

(2) 監査委員事務局に対する要望等 該当なし